平成２３年（フ）第１１１号
長野市大字富竹2235番地８
債務者　宮沢美砂江
１　決定年月日時　平成23年５月20日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３０９号
兵庫県西宮市生瀬町２丁目15番12号
債務者　松本　順子（旧姓濵川）
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第２４号
兵庫県南あわじ市松帆志知川675番地
債務者　馬部はる美
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
山口県岩国市三笠町２丁目６番40号
債務者　森中　　保（旧姓早川・本橋・白見）
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２３年（フ）第２６５号
北九州市小倉北区城野団地１番2346号
債務者　丸山めぐみ
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２９１号
北九州市小倉南区守恒２丁目１番９号　ゆり荘201号室
債務者　渋田　公二
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０５号
北九州市戸畑区高峰２丁目２番31号
債務者　溝上　秀晴
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２５号
福岡県遠賀郡岡垣町大字戸切1664番地
債務者　寺尾　敏幸
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第９２９号
名古屋市名東区猪高台１丁目103番地　第２香流マンション３Ｂ号
債務者　武田美由紀
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０６０号
名古屋市中区平和１丁目19番３号　宝マンション東別院1105号
債務者　伊藤　恵子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１６号
名古屋市港区七番町３丁目５番地　カトービル203号
債務者　柴田　愛子
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５７号
神戸市長田区名倉町４丁目３番26号
債務者　山岡　真彦
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１号
兵庫県南あわじ市市青木298番地１　栄和興業寮105号
債務者　めん処喜多野こと　北野千太郎
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第２８号
兵庫県洲本市五色町鮎原新陽600番地322
債務者　大東　武士
１　決定年月日時　平成23年５月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第６７号
山口市東山１丁目４番24号　ＣＡＳＡ東山101号、前住所山口市東山１丁目４番24号　カーサ東山102号、前々住所山口市吉敷佐畑２丁目２番７号　サンルピナスＡ棟102号
債務者　齋藤　　要
１　決定年月日時　平成23年５月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
北九州市八幡西区幸神３丁目４番１―501号
債務者　加藤　敏博
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３０１号
北九州市門司区上藤松２丁目１番32―105号
債務者　小石　慎一
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３１４号
北九州市小倉北区黄金２丁目８番６号　仰木ビル104
債務者　増永　　司
１　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部